

販 売 計 画 書			
販売の目的	1 容器による販売	2 取次のみによる販売	
	3 冷凍機に封入された高圧ガスの販売		
販売をする 高圧ガスの種類	1 可燃性ガス 4 特殊高圧ガス 7 液化石油ガス	2 毒性ガス 5 酸素	3 可燃性毒性ガス 6 その他ガス
	※ 上記 1 ~ 6 に係るガス名の詳細については様式 A 2 - 2 に記載		
選任予定の販売主任(責任)者の氏名 、免状の種類			
販売の用に供する 容器置場の有無	1 有り	2 無し	
容器置場が有る 場合の貯蔵量	1 300 m ³ 未満	2 300 m ³ 以上(別途許可・届出が必要) (液化ガスにあっては、10kgを1 m ³ として換算すること。)	
容器置場が有る 場合の構造	1 障壁構造 3 その他()	2 鋼板構造(スチールロッカー等)	
周知の義務 〔法第20条の5〕 一般則第38, 39条 液石則第39, 40条	<input type="radio"/> 消費者に対し、高圧ガスによる災害の発生の防止に必要な事項を周知させる義務のあるガスを販売するか。 1 販売する 2 販売しない		
	<input type="radio"/> 販売する場合、周知の義務を果たすか。 1 果たす 2 その他()		
移動の基準の遵守 〔法第23条〕 一般則第48~50条 液石則第47~49条	<input type="radio"/> 容器の取扱いが有るか。 1 有り 2 無し		
	<input type="radio"/> 有る場合、移動の基準を遵守するか。 1 遵守する 2 その他()		
帳簿の備え付け 〔法第60条〕 一般則第95条3項 液石則第93条3項	<input type="radio"/> 容器による販売か。 1 はい 2 いいえ		
	<input type="radio"/> 容器による販売の場合、帳簿を備え保存するか。 1 備え保存する 2 その他()		